出席議員（１８名）

１番	石森靖明 君	２番	伊東　潤 君
３番	吉田　清 君	４番	小田部峰之 君
５番	森　裕樹 君	６番	加藤　滋 君
７番	安藤義憲 君	８番	佐久間光洋 君
９番	平間幸弘 君	１０番	桜場政行 君
１１番	吉田和夫 君	１２番	秋本好則 君
１３番	大坂三男 君	１４番	佐々木裕子 君
１５番	広沢　真 君	１６番	白内恵美子 君
１７番	平間奈緒美 君	１８番	髙橋たい子 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口　茂 君
副町長	水戸英義 君
会計管理者兼 会計課長	一条敏貴 君
総務課長併 選挙管理委員会書記長	加藤栄一 君
まちづくり政策課長	沖館淳一 君
財政課長	藤原輝美幸 君
税務課長	遠藤　稔 君
町民環境課長	日置幸枝 君
健康推進課長	佐藤正人 君
福祉課長	佐藤　潤 君
子ども家庭課長	工藤昌之 君

農政課長併 農業委員会事務局長	熊谷英樹　君
商工観光課長	天野　敬　君
都市建設課長	池田清勝　君
上下水道課長	平間一行　君
危機管理監	平間信弘　君

教育委員会部局

教育長	船迫邦則　君
教育総務課長	小林威仁　君
生涯学習課長	大宮かつ子　君

その他の部局

代表監査委員	大宮正博　君

事務局職員出席者

議会事務局長	大山　薫
次長	高木信孝
主幹	今野裕介
主事	佐藤麻美

議事日程　（第５号）

令和５年９月８日（金曜日）　午前９時３０分　開　議

第　１　会議録署名議員の指名

第　２　報告第１４号　令和４年度決算に基づく柴田町の健全化判断比率について

第　３　報告第１５号　令和４年度決算に基づく柴田町水道事業の資金不足比率について

第　４　報告第１６号　令和４年度決算に基づく柴田町下水道事業の資金不足比率について

第　５　報告第１７号　放棄した債権の報告について

第　６　認定第　１号　令和４年度柴田町一般会計歳入歳出決算の認定について

第　７　認定第　２号　令和４年度柴田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第　８　認定第　３号　令和４年度柴田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第　９　認定第　４号　令和４年度柴田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につい

て

第１０　認定第　５号　令和４年度柴田町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

第１１　認定第　６号　令和４年度柴田町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について

第１２　認定第　７号　令和４年度柴田町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前９時３０分　　開　議

○議長（髙橋たい子君）　おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（髙橋たい子君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において16番白内恵美子さん、17番平間奈緒美さんを指名いたします。

日程第２　報告第１４号　令和４年度決算に基づく柴田町の健全化判断比率について

日程第３　報告第１５号　令和４年度決算に基づく柴田町水道事業の資金不足比率について

日程第４　報告第１６号　令和４年度決算に基づく柴田町下水道事業の資金不足比率について

○議長（髙橋たい子君）　日程第２、報告第14号令和４年度決算に基づく柴田町の健全化判断比率について、日程第３、報告第15号令和４年度決算に基づく柴田町水道事業の資金不足比率について、日程第４、報告第16号令和４年度決算に基づく柴田町下水道事業の資金不足比率について、以上３件について一括して報告を求めます。

町長の登壇を許します。町長。

○町長（滝口　茂君）　ただいま一括議題となりました報告第14号令和４年度決算に基づく柴田町の健全化判断比率について、報告第15号令和４年度決算に基づく柴田町水道事業の資金不足比率について及び報告第16号令和４年度決算に基づく柴田町下水道事業の資金不足比率についての報告理由を申し上げます。

健全化判断比率及び資金不足比率については、地方公共団体の財政健全度をはかる指標とし

て位置づけされるものであります。令和４年度決算に基づく健全化判断比率、水道事業及び下水道事業の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第22条第１項の規定により、監査委員の意見を付して報告するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○議長（髙橋たい子君）　補足説明を求めます。最初に、財政課長。

○財政課長（藤原輝美幸君）　それでは、報告第14号令和４年度決算に基づく柴田町の健全化判断比率につきまして、９月会議報告書及び監査委員の審査意見書により説明をいたします。

初めに、報告書の15ページをお開きください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により、令和４年度決算に基づく柴田町の健全化判断比率を、監査委員の意見を付して報告するものです。

健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の４つの指標となります。この健全化判断比率により、健全段階、早期健全化段階、財政再生段階に区分され、早期健全化段階等になった場合には財政健全化計画を策定し、財政健全化へ向けた取組を実施することとなります。

まず、実質赤字比率ですが、土地取得特別会計を含めた一般会計等の実質収支額の標準財政規模に対する割合のことで、黒字、赤字の判断をする指標となります。令和４年度決算では実質収支が黒字ですので、実質赤字比率はございません。

次に、連結実質赤字比率につきましては、町の全会計を対象とした実質収支額の標準財政規模に対する割合のことで、令和４年度決算では、全会計の実質収支は黒字であり、資金不足の状態にありませんので、連結実質赤字比率もございません。

次に、実質公債費比率につきましては、一般会計が負担する公債費や準公債費に対しての標準財政規模に対する割合です。準公債費とは、公債費と同じ性質を持つ債務負担行為や、一般会計が負担する下水道事業等の公債費のことです。つまり、一般会計における標準的な収入金額のうち、借金等の返済に充てた金額の割合を示す指標で、過去３か年度の平均で算出します。

令和４年度の比率は4.7％となりました。令和３年度の比率が4.1％でしたので、0.6ポイント上昇しました。この要因となったのは、主に公債費です。町債の元利償還金が約7,000万円増加しました。主に、令和元年度におきまして町内小中学校に整備しましたエアコン及びトイレ改修の財源として借入れした町債の元金償還が、令和４年度から始まったためです。

次の将来負担比率ですが、この比率は、町の全部の会計や一部事務組合等における地方債等の残高をはじめ、債務負担行為による支出予定額など将来負担すべき実質的な負債の額が、標

準財政規模に対してどの程度の割合になっているかを示したものです。

令和４年度の比率は53％となりました。令和３年度の比率が61.9％でしたので、8.9ポイント低下しました。その主な要因としては、一般会計の町債残高が、令和３年度末では約173億円でしたが、令和４年度末では約166億円と７億円が減少したこと。仙南地域広域行政事務組合及び宮城県南中核病院企業団の公債費負担見込額が、約２億5,000万円減少したためです。

以上のとおり、実質公債費比率、将来負担比率は共に早期健全化基準を下回り、町の標準財政規模に対する地方債の返済の割合や抱えている債務の大きさは、健全であることを示しております。

次に、監査委員の審査意見書により説明いたします。

審査意見書の69ページをお開きください。

健全化判断比率及び資金不足比率につきまして、監査委員の意見が記載されております。

２の審査の結果、（１）総合意見として、審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められるとの意見が付され、（２）個別意見では、それぞれの比率が早期健全化基準を下回っていることも確認されております。

次の70ページをお開きください。

（３）是正改善を要する事項につきましては、特に指摘すべき事項はないとの意見が付されております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（髙橋たい子君）　次に、上下水道課長。

○上下水道課長（平間一行君）　それでは、報告第15号令和４年度決算に基づく柴田町水道事業の資金不足比率につきまして説明させていただきます。

報告書17ページをお開きください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第１項の規定により、令和４年度決算に基づく柴田町水道事業の資金不足比率を、監査委員の意見を付して報告するものです。

水道事業会計の資金不足比率につきましては、流動負債の未払い金、引当金及びその他流動負債の合計額１億280万6,066円よりも、現金、預金等の流動資産17億9,059万58円が上回り、資金不足となっていないため、比率は出ておりません。

以上でございます。よろしくお願いします。

続きまして、報告第16号令和４年度決算に基づく柴田町下水道事業の資金不足比率について

説明させていただきます。

報告書19ページをお開きください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第１項の規定により、令和４年度決算に基づく柴田町下水道事業の資金不足比率を監査委員の意見を付して報告するものです。

下水道事業会計の資金不足比率につきましては、流動負債の未払い金、引当金及びその他流動負債の合計額1,672万8,564円よりも、現金、預金等の流動資産４億1,961万8,933円が上回り、資金不足となっていないため、比率は出ておりません。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（髙橋たい子君）　**これより議会運営基準により質疑を許します。**

質疑回数は１人１回です。質疑に当たっては、案件を示して行ってください。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙橋たい子君）　質疑なしと認めます。

以上で、報告第14号令和４年度決算に基づく柴田町の健全化判断比率についてから報告第16号令和４年度決算に基づく柴田町下水道事業の資金不足比率についてまでの報告を終結いたします。

日程第５　報告第１７号　放棄した債権の報告について

○議長（髙橋たい子君）　日程第５、報告第17号放棄した債権の報告について報告を求めます。

町長の登壇を許します。町長。

○町長（滝口　茂君）　ただいま議題となりました報告第17号放棄した債権の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の報告は柴田町債権管理条例の規定により債権整理を行い、令和４年度に債権放棄したものについて、同条例第10条第２項の規定により報告するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○議長（髙橋たい子君）　補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（藤原輝美幸君）　それでは、報告第17号放棄した債権の報告について説明をいたします。

報告書の21ページをお開きください。

令和４年度におきまして、町が持つ債権について、担当課職員が徴収努力を重ねてまいりま

したが、時効期間の満了等に伴い債権を放棄することになりました。

次のページをお開きください。

放棄した債権について一覧表にまとめました。

左の欄から債権の名称及び担当課名、放棄事由、人数、件数、放棄した金額及び放棄した年月日を記載しました。放棄事由については、一覧表の下に第１号から第５号までの概要を記載してございますので、ご参照願います。人数については、個人のほか企業等も含まれます。また、件数については、各債権の納付すべき期別ごとに数えています。例えば、４月分から９月分までの６か月分の債権を放棄した場合は、６件となります。

放棄した債権の内訳についてです。

一覧表をご覧ください。

町営住宅使用料は、３人分、24件、39万1,200円。

町営住宅駐車場使用料は１人分、12件、３万6,000円。

学校給食費は18人分、175件、94万369円。

水道料金は101人分、403件、181万8,791円で、合計では123人分、614件。放棄した債権の金額は318万6,360円となりました。

放棄事由で最も多いのは、第５号消滅時効に係る時効期間の満了によるもので、614件のうち約９割を占めています。なお、放棄年月日は全て令和５年３月31日です。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（髙橋たい子君）　**これより、議会運営基準により質疑を許します**。質疑回数は１人１回です。

質疑ありませんか。12番秋本好則君。

○12番（秋本好則君）　秋本です。放棄事由についてちょっとお聞きします。１号から15号まであるんですが、そのうち第３号、債務者が無資力等で回復が困難であるというところで、町営住宅に１人、水道事業のほうで12人出ているんですが、私が普通考えるときに、何か資力がなくて返済できないっていう方がずっと債務が重なっていって、それで時効になって５号に入るのかなと思うんですが、３号という方々はどういう段階で、１年、今年払えないからすぐに時効にする、時効というか、免責になるのか。その辺の３号についてちょっと説明お願いしたいと思います。

それと、１点だけでやる。

○議長（髙橋たい子君）　いえ、いいんです。

○12番（秋本好則君）　その方々が、町営住宅に現在も入居されているのかあるいは払えない事由によっては、例えば老人ホームに入るとか何かそういう別の施設という形になっているのか、その辺の現状もお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（池田清勝君）　ただいまの第３号に係る放棄の事由ということでございますけれども、町営住宅で今回債権の放棄をさせていただきました案件につきましては、ご本人は、入居されていたご本人は死亡されているということになるんですけれども、保証人がいらっしゃいます。保証人の方がこちらの債権履行ということにはなるんですけれども、その方について、先ほど議員のほうからもお話がありましたけれども、この方特別養護老人ホーム等に入所というような方でございまして、資力がないということになっているものでございます。

○議長（髙橋たい子君）　続いて、上下水道課長。

○上下水道課長（平間一行君）　水道料金の第３号、12人の件なんですけれども、こちらにつきましては、生活困窮、生活保護の方であったり、生活保護ではないんですけれども仕事がなくなったり、あと病気で入院しているなどという方々が含まれております。このうち12名のうち２名の方が生活保護を受けておるような形で、10名の方については先ほどお話ししたように、仕事がないとか、病気で入院してなかなか支払いできないというような内容となってきております。

○議長（髙橋たい子君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙橋たい子君）　ほかにないようですので、以上で報告第17号放棄した債権の報告についてを終結いたします。

日程第　６　認定第１号　令和４年度柴田町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第　７　認定第２号　令和４年度柴田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第　８　認定第３号　令和４年度柴田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第　９　認定第４号　令和４年度柴田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第１０　認定第５号　令和４年度柴田町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第１１　認定第６号　令和４年度柴田町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について

日程第１２　認定第７号　令和４年度柴田町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について

○議長（髙橋たい子君）　日程第６、認定第１号令和４年度柴田町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第７、認定第２号令和４年度柴田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第８、認定第３号令和４年度柴田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第９、認定第４号令和４年度柴田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第10、認定第５号令和４年度柴田町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第11、認定第６号令和４年度柴田町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について、日程第12、認定第７号令和４年度柴田町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について、以上７件を一括議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（滝口　茂君）　ただいま議題となりました認定第１号から認定第７号までの令和４年度柴田町一般会計、各特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計の決算についての提案理由を申し上げます。

会計管理者から提出された令和４年度柴田町一般会計決算、各特別会計決算、水道事業会計決算及び下水道事業会計決算について、監査委員の審査に付し、その結果、「形式的記載事項、決算計数はいずれも正確で誤りがなく符合していることを認めた。また、関係基金の運用状況についても、いずれも適正に運用され、かつ、計数的に正確であることを確認した」との審査結果を受けましたので、地方自治法第233条第３項及び地方公営企業法第30条第４項の規定により、議会の認定を賜りたくお願い申し上げます。

令和４年度の決算の概要を申し上げます。

初めに、一般会計について申し上げます。

決算額では、歳入が162億3,569万1,045円、前年度比12.8％の減、歳出は158億2,607万7,383円で12.4％の減となりました。

歳入歳出の差引額で表す形式収支は４億961万3,662円、令和５年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支では３億6,671万3,662円となります。

令和５年度において、新型コロナウイルス感染症の取扱いが２類から５類に変わりましたが、令和４年度はまだ２類であったため、地域での行事やイベントの自粛などの影響もあり、社会全体の活力に低下が見られました。また、ロシアによるウクライナ侵攻は、電気料金や物価の高騰など私たちの生活に大きな影響を及ぼし続けています。このような情勢の中ではありましたが、各種施策や事業を積極的に展開した結果、令和４年度の決算は規模の大きいものとなりました。

歳入においては、コロナ禍の影響により減収になるものと憂慮していた町税が前年度より１億7,195万円の増、約45億1,961万円となりました。

地方交付税につきましては、普通交付税の減少により、前年度比で3,725万円の減少となり、31億9,416万円となりました。

町債は庁舎建設センター耐震補強等事業などの町債を財源とした事業の減少により、前年度比13億8,310万円減の６億4,390万円となりました。

歳出においては、子育て支援として子育て世帯に対する経済的支援をはじめ、槻木放課後児童クラブ施設整備事業、認可保育園への施設整備費補助を行いました。また、学校環境整備の改善のため、中学校生徒の机の更新、東船岡小学校の校庭整備等に取り組みました。安全安心なまちづくりとしては、雨水対策工事や河川のしゅんせつ、町道富沢16号線道路改良工事などを行いました。また、柴田町公共施設等総合管理計画に基づき、老朽化し耐震性が確保されていなかった槻木事務所と西住児童館を、それぞれ槻木生涯学習センターと西住公民館へ機能を移転し、施設の集約を行いました。

財政運営においては、財政費指標の一つである経常収支比率が、一般財源の減少及び公債費の増加により93.6％となり、財政の硬直化が見られます。一方で、財政調整基金と町債管理基金を合わせた残高が約20億1,000万円となるなど、過去最高額を更新しています。基金への積み増しを行った結果、将来負担比率などの財政健全化判断比率は、健全性を保持することができております。

令和５年度は、「緑豊かなガーデンシティの創造」を町の未来像とした第６次柴田町総合計画後期基本計画がスタートしました。令和４年度の決算を踏まえ、限られた財源を有効に活用しながら、コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市構造を軸に、安全安心なまちづくり、快適でウォーカブルなまちづくりを推進してまいります。

次に、国民健康保険事業特別会計について申し上げます。

令和４年度の保険給付費は、社会保険の適用拡大や定年延長などに伴う被保険者数の減少、

また新型コロナウイルス感染症の拡大による受診控え後の反動が落ち着いたことから、前年度比6.7％減の28億563万円となりました。

保健事業としては、生活習慣病の重症化の予防のため、40歳から74歳までの被保険者を対象とした特定健康診査・特定保健指導などを実施しました。医療費の適正化を図るため、医療費通知及びジェネリック医薬品の差額通知を送付しました。

なお、東日本大震災による原発避難者の被保険者に対し、引き続き支援を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入などが減少した世帯に対しては、保険税の減免を実施しました。

国民健康保険税については、納税意識の啓発を推進し、収納率の向上に努めるとともに、未納世帯に対する納税相談、電話催促などの諸対策を実施しながら徴収強化に努めました。その結果、1,108万3,268円の剰余金を計上することができました。

次に、介護保険特別会計について申し上げます。

令和４年度は、新型コロナウイルス感染症対策に努めながら、介護予防事業、家族支援事業などを実施しました。また、地域包括支援センターを中心に関係機関と連携し、高齢者の包括的支援を行いました。

保険給付費については、前年度比1.1％減の25億4,858万8,000円となりました。減少した主な給付費は、通所介護サービス給付費及び訪問介護給付費になります。

なお、介護保険給付費適正化のため、給付費通知の送付やケアプラン点検等を実施しました。また、保険料の徴収についても、督促及び納付催告による徴収対策を行いました。その結果、剰余金については２億8,115万2,573円を計上することができました。

次に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

後期高齢者医療事業は、宮城県後期高齢者医療広域連合と連携し、被保険者資格の認定、保険料の賦課決定などの運営を行いました。

また、後期高齢者医療保険料については、制度の周知を図るとともに、保険料の未納世帯に対しては督促及び催告状の送付、納付相談などを行い、保険料の徴収強化に努めました。その結果、714万5,720円の剰余金を計上することができました。

次に、土地取得特別会計について申し上げます。

元金及び利子合わせて4,973万1,016円を償還しました。平成24年度に、総合体育館整備用地の取得費として借入れしました４億4,000万円を完済することができました。

次に、水道事業会計について申し上げます。

施設整備面において、老朽管布設替事業、配水管布設事業、圃場整備事業に伴う受託事業、あわせて、4,902メートルの配水管整備を行うとともに、山田沢工区配水場塩素注入装置更新工事を実施しました。昭和50年代に布設した配水管が更新時期を迎えていることから、今後も長期的な計画に基づき、施設整備や企業経営の健全化に努めてまいります。

最後に、下水道事業会計について申し上げます。

令和２年４月１日から公営企業法の適用を受け、企業会計として３年目の決算となっております。

令和４年度は、船岡字上大原、上名生字新大原、剣崎二丁目地区などの汚水管整備に取り組み、新たに布設延長1,826.9メートル、面積6.7ヘクタールの公共下水道供用開始区域が追加されました。

令和４年度末での下水道処理人口普及率は、行政人口３万6,890人に対し、処理区域人口３万251人で82.18％となりました。整備済面積は766.6ヘクタールとなり、整備率は全体計画区域面積1,046.7ヘクタールに対し73.24％となっています。

浸水対策下水道事業として、鷺沼排水区雨水整備を大河原町との共同施工により、鷺沼排水区５号調整池整備を行い事業の推進を図った結果、令和６年３月には完成できる見通しとなりました。

今後も公営企業として健全な経営に努め、長期的な計画に基づいて下水道整備を進めてまいります。

以上、決算の概要について申し上げましたが、事務事業の具体的内容などにつきましては、各会計決算書及び主な施策の成果と予算執行の実績報告書を参照願います。

また、決算の総括概要につきましては、会計管理者及び企業出納員が説明しますので、ご審議の上、各会計決算について、いずれも認定を賜りますようお願い申し上げます。

３件ほど読み間違えましたので、訂正をさせていただきます。

条項の読み間違いで「地方自治法第233条第３項」が正しいということでございます。

また、介護保険で金額の誤りがありまして、余剰金につきましては「２億8,115万2,570円」でございます。３円を追加してしまいました。70円というふうに訂正をお願いいたします。

最後、水道事業会計で山田沢工区配水区次亜塩素酸、次というのを抜かしてしまったようで、「次亜塩素注入装置更新工事」でございます。

以上、訂正をいたします。

○議長（髙橋たい子君）　次に、会計管理者の決算概要説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者（一条敏貴君）　ただいま町長が提案理由で述べました認定第１号令和４年度柴田町一般会計歳入歳出決算及び認定第２号から認定第５号までの各特別会計の決算につきまして、会計管理者としての総括的な決算の概要を説明申し上げます。

配付しております令和４年度の決算書は、地方自治法第235条の５の規定により、本年５月31日で出納閉鎖を行い、各会計の予算執行における収支金額について、慎重かつ正確に決算調製を行いました。７月12日に町長へ提出し、その後、町長から監査委員への審査に付され、審査後の８月24日には監査委員から町長に審査意見書の提出がありました。

それでは、令和４年度歳入歳出決算の概要について説明いたします。

お手元の認定第１号から５号関係資料№.１をご覧ください。

令和４年度柴田町一般会計・特別会計歳入歳出決算総括表になります。

初めに、一般会計です。

予算現額の（Ａ）欄は164億7,749万4,000円となり、前年度に比べ23億2,817万8,000円、12.38％の減となりました。

次に、歳入決算額の（Ｂ）欄は162億3,569万1,045円で、前年度に比べ23億7,774万9,355円、12.77％の減、また、歳出決算額の（Ｃ）欄は158億2,607万7,383円で、前年度に比べ22億4,029万9,066円、12.40％の減となり、歳入歳出差引残額の（Ｄ）欄は４億961万3,662円で、前年度に比べ１億3,745万289円の減となりました。

下段の表、令和４年度一般会計決算収支の状況をご覧ください。

予算現額の（Ａ）欄から歳入歳出差引残額の（Ｄ）欄までは、ただいま説明したとおりです。

次に翌年度へ繰り越すべき財源（Ｅ）欄の4,290万円は、令和４年度の一般会計繰越明許費事業に対する財源となります。実質収支額の（Ｆ）欄は、（Ｄ）マイナス（Ｅ）で求めた３億6,671万3,662円となり、この額が令和４年度決算における歳計剰余金となります。なお、上段の表歳入歳出決算総括表の備考欄に記載のとおり、歳計剰余金のうち２億円については財政調整基金条例に基づき、翌年度に繰り越すことなく基金に積み立てましたので、残りの１億6,671万3,662円が令和５年度の繰越金となります。

下段の表に戻りまして、単年度収支額（Ｇ）欄のマイナス１億2,578万289円は、令和４年度の実質収支額（Ｆ）から令和３年度の実質収支額（Ｆ）を差し引いたもので、当該年度のみの収入と支出の差額を表したものです。令和４年度においては実質収支額（Ｆ）欄が黒字で、単年度収支額（Ｇ）は赤字となりましたが、これは累積していた黒字の一部が取り崩されたことを意味します。黒字が累積する場合には行政水準を向上させ、住民に還元することが望まれま

すので、一定の期間を置いて単年度収支額が赤字になることは健全な財政運営であると考えられております。

次に、実質単年度収支額の（K）欄ですが、歳入歳出の中には基金の積立てや債務の繰上償還といった実質的な黒字要素と、基金の取崩しといった実質的な赤字要素が含まれております。具体的には、財政調整基金積立額（H）及び繰上償還金（Ｉ）は、一般会計において歳出として措置され、財政調整基金取崩額（Ｊ）は歳入として措置されますが、仮にこのような歳出収入の動きがなかったとした場合、単年度収支がどのような額になったかを表すものが実質単年度収支額であり、令和４年度はマイナス４億2,058万2,434円となりました。

なお、令和４年度の財政調整基金積立額の合計は、３億２万8,855円でしたが、うち３億円は、令和３年度に生じた剰余金の中から直接積立てを行ったもので、令和４年度の歳出として措置されたものではないことから、財政調整基金積立額の（H）覧からは除外しております。

続いて、上段の表に戻りまして各種特別会計について説明いたします。

初めに、国民健康保険事業特別会計です。

歳入決算額の（B）欄は38億1,079万1,565円で、前年度に比べ２億3,177万6,427円、5.73％の減となりました。歳出決算額の（C）欄は37億9,970万8,297円で、前年度に比べ１億9,010万6,972円、4.76％の減となりました。歳入歳出差引残額の（D）欄は1,108万3,268円で、剰余金として令和５年度への繰越しとなります。

次に、介護保険特別会計です。

歳入決算額の（B）欄は32億764万5,774円で、前年度に比べ372万7,484円、0.12％の増となり、歳出決算額の（C）欄は29億2,649万3,204円で、前年度に比べ5,639万2,033円、1.89％の減となりました。歳入歳出差引残額（D）欄は２億8,115万2,570円で、剰余金として令和５年度への繰越しとなります。

次に、後期高齢者医療特別会計です。

歳入決算額の（B）欄は４億6,041万2,385円で、前年度に比べ3,814万4,771円、9.03％の増となり、歳出決算額の（C）欄は４億5,326万6,665円で、前年度に比べ3,203万5,655円、7.61％の増となりました。歳入歳出差引残額の（D）欄714万5,720円が剰余金として令和５年度への繰越しとなります。

最後に、土地取得特別会計ですが、歳入の（B）欄及び歳出の（C）欄の決算額は同額の4,973万1,016円で、歳入歳出差引残額の（D）欄はゼロ円となります。

以上、一般会計と特別会計を合わせました決算の額は、歳入で237億6,427万1,785円、歳出

で230億5,527万6,565円となり、前年度に比べ、歳入では9.75％、歳出では9.62％の減少となりました。

次に、関係資料の№.２、令和４年度柴田町一般会計歳入・歳出款別内訳書をご覧ください。

款ごとの歳入歳出決算額は表のとおりで、予算額に対する収支決算額の割合、決算額構成比、決算額対前年度比を表しています。

表の左側、歳入の欄をご覧ください。

決算額構成比で全体の27.84％を占める１款町税については、法人町民税、軽自動車税及び町たばこ税が伸びたことから、決算額対前年度比で3.96％の増となりました。

次に、構成比が19.67％を占める12款地方交付税は、普通交付税と震災復興特別交付税の減額により、前年度比で1.15％の減となっております。また、構成比で16.36％を占める16款国庫支出金は、子育て世帯及び住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の縮小により、前年度比で11.8％の減になっております。

次は、右の歳出欄になります。

２款総務費が決算額対前年度比で35.10％の減となっておりますのは、ふるさと柴田応援給付金の減少に伴う同事業費の減及び令和２年度から３年度にかけて実施した庁舎・保健センター耐震補強等工事の完了に伴うものです。７款商工費の55.54％の減については、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支援事業が令和３年度で終了したこと。また、９款消防費の23.57％の減は、防災行政無線のデジタル化が令和３年度で完了したことによるものです。11款災害復旧費の22.78％の増については、阿武隈急行線の災害復旧事業が影響しているものです。

続いて、関係資料№.３、令和４年度各種基金積立状況をご覧ください。

町が保有する基金の積立て状況は表のとおりです。

各種基金の運用に当たっては、金融機関の動向などを見据え、安全で確実な運用に努めてまいりました。

財政調整基金については３億２万8,855円の積立てと２億9,483万1,000円の取崩しを行い年度末残高は16億5,469万8,174円となりました。

また、スポーツ振興基金に6,258万4,438円、図書館建設基金に8,585万1,384円、学校給食センター建設等整備基金に１億193万4,238円の積み増しを行ったことなどで、令和４年度末の基金残高の総額は54億1,327万954円となり、前年度より２億6,696万4,626円の増となりました。

次に、関係資料№.４、一般会計決算収支額状況調につきましては、令和４年度と過去11年間

の収支状況の推移を掲載したものです。

以上、令和４年度柴田町一般会計及び各特別会計等の決算についての概要を説明申し上げましたが、詳細については、主要な施策の成果と予算執行の実績報告及び決算事項別明細書等を審議の上、認定を賜りますようお願い申し上げ、令和４年度の決算の概要説明といたします。

○議長（髙橋たい子君）　次に、水道事業企業出納員及び下水道事業企業出納員の決算概要説明を求めます。企業出納員。

○水道事業企業出納員・下水道事業企業出納員（平間一行君）　認定第６号令和４年度柴田町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算について、概要を説明申し上げます。

水道事業会計は、出納閉鎖日が令和５年３月31日となっておりますので、この時点で収入及び支出の金額を取りまとめ、地方公営企業法第30条の規定に基づき、令和５年５月31日、町長から監査委員の審査に付していただきました。その後、８月24日付で監査委員から審査意見をいただいております。

それでは、資料を基に概要についてご説明申し上げます。

初めに、令和４年度柴田町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてご説明申し上げます。

未処分利益剰余金10億7,762万7,060円のうち、１億円を自己資本金に組入れし、また今年度以降の建設改良費などの財源としまして１億円を減債積立金に、２億7,000万円を建設改良積立金に積立てしております。

次に、令和４年度柴田町水道事業会計決算額調を基に概要についてご説明申し上げます。

この表は予算額と決算額を対比して記載しており、収益的収支及び資本的収支いずれも消費税を含んだ金額で表示しています。

水道事業の収益的収支については、収入が決算額13億5,905万6,217円で、その内訳は水道料金が92.32％を占め、その他は加入金、下水道負担金、長期前受金戻入などが主な収入となっております。これに対し、支出決算額は９億8,056万2,075円で、その主なものは、仙南・仙塩広域水道への受水費が44.58％を占め、その他の主なものは減価償却費、企業債利息となっております。その結果、差引残額が３億7,849万4,142円となり、この金額から資本的支出に係る仮払消費税等を差し引いた金額３億5,167万9,315円が令和４年度の純利益となります。

また、資本的収支は、収入決算額が7,848万7,443円で企業債が主な収入であり、これに対し支出決算額は５億8,057万1,710円で、建設改良費、企業債償還金、投資有価証券購入費が主な支出となっております。差引残額は５億208万4,267円の不足となり、この不足額については過

年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び減債積立金及び建設改良積立金で補填を行いました。

以上、概要説明とさせていただきますが、詳細につきましては、令和４年度水道事業会計決算書を参照の上、ご審議いただき、未処分利益剰余金の処分につきましては原案のとおり可決、決算につきましては認定賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、認定第７号令和４年度柴田町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算について、概要をご説明申し上げます。

下水道事業会計は、水道事業会計と同様に、出納閉鎖日が令和５年３月31日となっておりますので、この時点で収入及び支出の金額を取りまとめ、地方公営企業法第30条の規定に基づき、令和５年５月31日、町長から監査委員の審査に付していただきました。その後、８月24日付で監査委員から審査意見をいただいております。

それでは、資料を基に概要についてご説明申し上げます。

初めに、令和４年度柴田町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてご説明申し上げます。

令和４年度末の未処分利益剰余金１億9,001万457円を繰り越すものです。

次に、令和４年度柴田町下水道事業会計決算額調を基に概要についてご説明申し上げます。

この表は予算額と決算額を対比して記載しており、収益的収支及び資本的収支いずれも消費税を含んだ金額で表示しています。

下水道事業の収益的収支は、収入決算額が12億4,168万2,509円で、その内訳は下水道使用料が46.68％を占め、その他は他会計補助金、長期前受金戻入が主な収入となっております。これに対し、支出決算額は11億2,298万5,218円で、その主なものは減価償却費が66.65％を占め、その他の主なものは流域下水道維持管理負担金、企業債利息となっております。その結果、差引残額が１億1,869万7,291円となり、この金額から資本的支出に係る仮払消費税等を差し引いた金額8,797万5,040円が令和４年度の純利益となります。

また、資本的収支は、収入決算額が11億2,714万3,259円で、企業債、負担金が主な収入となっており、これに対し支出決算額は14億1,139万335円で、建設改良費、企業債償還金となっております。差引残額は２億8,424万7,076円の不足となり、この不足額については、繰越工事資金、過年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填を行いました。

以上、概要説明とさせていただきますが、詳細につきましては、令和４年度下水道事業会計

決算書を参照の上、ご審議いただき、未処分利益剰余金の処分につきましては原案のとおり可決、決算につきましては認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（髙橋たい子君）　続いて、監査委員より審査報告を求めます。大宮代表監査委員の登壇を許します。

○代表監査委員（大宮正博君）　令和４年度各種会計歳入歳出決算及び基金運用状況等についての審査結果を申し上げます。

お手元の審査意見書１ページをご覧ください。

先般、町長から地方自治法第233条第２項及び第241条第５項並びに地方公営企業法第30条第２項の規定に基づき、審査意見書に記載の令和４年度柴田町一般会計歳入歳出決算書等が審査に付されました。

一般会計はじめ各種会計の決算書、証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況を示す書類並びに水道及び下水道事業に関わる会計決算書、証書類、事業報告書、各種明細書等について、慎重かつ詳細に審査を行いました。その過程において、必要に応じて関係者から資料の提出と説明を求め、実態の把握に努めながら確実を期して審査を実施いたしました。

令和４年度一般会計及び各種会計並びに水道・下水道事業会計の決算審査の結果、形式的記載事項、決算計数はいずれも正確で誤りなく符合していること、また、関係基金の運用状況についても、いずれも適正に運用され、かつ計数的に正確であることを確認いたしました。

なお、今後の行財政の運営に当たっては、決算審査と年間を通じて実施している例月出納検査及び各種監査の結果を踏まえていただくとともに、次の事項について留意していただきたい旨、意見を付して町長に審査意見書を提出いたしました。

意見書に付した意見を述べさせていただきます。

令和４年度の行財政運営は、国県補助金、交付金等の有効活用を図り、各種事業に積極的に取り組んでおりました。一方、新型コロナウイルス感染症の勢いはなかなか止まらず、多くの町主催事業、イベント等が中止となる中、町各部局、関係機関、団体が連携工夫してイベント等の開催が見られ、地域の活性化が図られました。

決算では、令和４年度一般会計の歳入総額は162億3,569万1,000円。前年度比23億7,774万9,000円、12.77％の減。歳出総額158億2,607万8,000円。前年度比22億4,029万9,000円、12.4％の減となりましたが、過去３番目の大型の決算規模となりました。

歳入減の要因では、町税では法人町民税など対前年度比で４％伸びたものの、地方交付税の

減額、子育て世帯等に対する臨時特別給付金の縮小、ふるさと柴田応援寄附金の減額が響いたものです。歳出減の要因は、庁舎・保健センター耐震補強等工事、新型コロナウイルス感染症関連事業の終了などによるものです。

収入未済額は、一般会計では１億8,052万8,000円、特別会計では１億7,440万2,000円を計上しています。負担の公平性を図り健全な財政運営を行うためには、収納率の向上が重要です。柴田町債権管理条例を整備するなど徴収に力を入れており、評価します。引き続き、徴収対策の強化を図っていただきたいと思います。

令和４年度の主な事業は、町道富沢16号線道路改良工事、桜歩道橋補修工事、槻木放課後児童クラブ施設整備事業、認可保育園への施設整備補助などでした。地方公共団体の財政健全度をはかる４つの指標は、全て早期健全化の基準値を下回っておりますが、今後、新図書館など大型施設整備が計画されており、ランニングコストを含め費用の増加が想定されます。財政見通しをしっかりと立て、優先順位を見極めながら事業を進めていただきたいと思います。

下水道事業は、関係法令に基づき適正に処理されていました。西住地区に建設の鷺沼排水区５号調整池工事がようやく完成となります。今後の課題として、鷺沼排水区の雨水幹線整備や、人口減少に伴う使用料収入の減、維持管理費などがあります。長期的なビジョンの下、健全経営に努めていただきたいと思います。

続いて、令和４年度決算に基づく柴田町健全化判断比率及び資金不足比率について申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第22条第１項の規定により提出された書類を審査いたしました。先ほど町長の報告にありましたとおり、健全化判断比率、資金不足比率のいずれも国が定める基準を下回っており、是正改善を要する事項はないものと判断し、審査意見書69ページから70ページに記載のとおりの内容で審査意見書を提出いたしました。

以上をもって、令和４年度各種会計の決算等に関する審査結果のご報告といたします。

○議長（髙橋たい子君）　**ただいまから休憩いたします。**

10時50分再開といたします。

午前１０時３６分　　休　憩

午前１０時５０分　　再　開

○議長（髙橋たい子君）　**再開いたします。**

これより、決算書並びに決算の概要説明及び審査報告に対する総括質疑を行います。

案件が一括議題でありますので、一括質疑といたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙橋たい子君）　異議なしと認めます。

それでは、総括質疑を行います。

質疑ありませんか。16番白内恵美子さん、質問席において発言を許します。

○16番（白内恵美子君）　16番白内恵美子です。令和４年度決算に当たり、総括質疑いたします。

１点目、財政状況について。

令和４年度一般会計決算について、どのように分析しているのか伺います。

１）単年度収支額が赤字となっているが、会計管理者の決算概要説明では、黒字が累積する場合には行政水準を向上させ住民に還元することが望まれるので、一定の期間を置いて単年度収支額が赤字になることは、健全な財政運営であると考えられているとのことです。今回の赤字は、どのような行政水準の向上につながったのでしょうか。

２）財政力指数が0.60に下がった要因は。

３）経常収支比率が93.6％となり、財政の硬直化が見られますが、前年度より悪化した要因は。

４）当初予算の編成段階では、歳入と歳出に10億円もの乖離がありふるさと柴田応援基金と財政調整基金から多額を繰り入れました。施政方針でも、財政のやりくりを一歩誤ると、一気に財政危機に陥る危険性をはらんでいるのが、今の財政の実情とのことでしたが、決算を終えて現状をどのように捉えていますか。

２点目、財源の確保について。

令和４年度の施政方針では、「花のまち柴田」のブランド化による稼ぐ力の醸成を掲げていましたが、どこまで実現したのでしょうか。

１）令和４年度決算では、町税が前年度比で3.9％の増となりましたが、要因は。

２）ふるさと柴田応援寄附金減少の要因は。

３）施設へのネーミングライツ導入により、どれだけの民間資金の調達ができたのでしょうか。

４）「花のまち柴田」の観光戦略により、地域経済にどれだけの影響を与えたのでしょうか。

５）観光戦略以外で税収増につながる対策の検討は進んでいるのでしょうか。

３点目、防災・減災活動について。

令和４年度の施政方針に、最優先に取り組むのが安全安心なまちづくりとありましたが、どこまで実現できたのでしょうか。

１）施政方針には、緊急しゅんせつ推進事業の実施とありましたが、河川管理事業で実施したのは実施設計委託までだったのではないでしょうか。最優先に取り組むとしていましたが、最優先にならなかったのでは。

２）施政方針には、自主防災組織を中心とした、防災・減災活動の活発化に努めるとあり、実績報告書には、防災指導員の養成講習会開催の報告が掲載されています。防災指導員や防災士の資格取得により、どのように地域の防災・減災活動につながったのでしょうか。

３）住民に安全安心な町と思ってもらうために、何ができて、何ができなかったのでしょうか。

４）第６次柴田町総合計画後期基本計画案に、住民から197件ものパブリックコメントが寄せられ、そのほとんどが水害対策についてでした。多数のパブリックコメントは、町の防災・減災活動について、住民が情報交換や意見交換を望んでいることを態度で示したと解釈できますが、町の考えは。

以上です。

○議長（髙橋たい子君）　16番白内恵美子さんの総括質疑に対する答弁を求めます。町長。

○町長（滝口　茂君）　白内恵美子議員の総括質疑でございます。大綱３点ございました。

随時、大変大事なことなので、皆さんの議会で共有事項にちょっとしていただきたいなというふうに思っております。

１点目。

「単年度収支の赤字はどのような行政水準の向上につながったのか」についてですが、単年度収支は、令和４年度決算による実質収支から、令和３年度決算による実質収支を差し引いた額となります。令和４年度の実質収支３億6,671万円が、令和３年度の実質収支４億9,249万円を下回ったため、令和４年度の単年度収支は１億2,578万円のマイナスとなっており、これが赤字ということですね。

会計管理者が決算概要で説明しております「黒字が累積する場合には、行政水準を向上させ、住民に還元することが望まれる」というのは、１会計年度においては、歳入に見合った規模の行政サービスを提供する必要がありますが、それを行わないで黒字決算として、複数年にわたり、多額の剰余金が発生することを懸念しているものでございます。

令和４年度の単年度収支の赤字が、どのような行政水準の向上につながったのかということ

ですが、令和３年度の剰余財源は、令和４年度の各種事業の財源として住民サービスとして還元しております。令和４年度の単年度収支がマイナスとなったことは、令和３年度に比べて理論上１億2,578万円分のサービスがよくなったことを意味します。

２点目。

「財政力指数が0.60に下がった要因」についてですが、財政力指数は、数値が大きいほど財政力が高い団体ということが言えます。財政力指数は、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去３年間の平均値で算出されます。令和４年度の算定においては、地方交付税の原資となる国税収入が当初予算額を上回ったため、国において新たに臨時財政対策費として算定項目を創設しました。その結果、基準財政需要額が増額されたこと、つまり、分母が大きくなる一方、分子である基準財政収入額にあまり変化がなかったため、財政力指数が下がったものでございます。

３点目。

「経常経費が93.6％となり、財政の硬直化が見られるが、前年より悪化した要因は」についてですが、令和３年度においては約２億2,000万円という大きな額の普通交付税の追加交付がありました。そのため、普通交付税を含む一般財源が大幅に増加したため、経常収支比率が一時的に改善し、令和３年度の経常収支比率は81.1％となったものです。一方、このような大幅な一般財源の増収がなかった令和４年度の経常収支比率は、93.6％となりましたが、これは、令和２年度の経常収支比率93.5％と比べて0.1ポイントだけ高くなりました。その要因は、公債費の増加によるものです。

４点目。

「当初予算の編成段階では歳入と歳出に10億円の乖離があった。令和４年度決算において現状どのように捉えているか」ということですが、槻木放課後児童クラブ施設整備事業、認可保育園への施設整備補助、町道富沢16号線道路改良工事などを行いながらも、財政調整基金と町債等管理基金を合わせた残高は約20億1,000万円となり、過去最高額を更新しております。また、土地取得特別会計を含めた町債残高については、令和３年度決算額から７億5,000万円減少させており、様々な事業を展開しながらも、将来負担比率を61.9％から53.0％へと抑制することができました。

しかし、一方で、経常収支比率が89.1％から93.6％に悪化したこと。また、公債費が年々増加し、性質別歳出における構成比が7.3％から9.0％となり、財政の硬直化が進んだこと。さらに、新規事業や、主に維持管理経費に充当してきたふるさと柴田応援寄附金が大幅に減ったこ

とから、令和６年度以降の予算編成においては、歳入と歳出との乖離が拡大するものと認識しております。

令和４年度の決算においても、財政危機を招く脆弱な財政構造は変わらないどころか、今後さらなる厳しい綱渡りの財政運営が続くものと捉えております。

大綱２点目「財源の確保」でございます。５点ほどございました。

１点目。「令和４年度決算では、町税が前年度比で3.96％の増となった要因」でございます。

これは、新築家屋の増加や給与所得の増などにより、町税の調定額が3.7％増となったこと。くわえて、徴税率が96.9％と前年度比0.3ポイント微増となったことにより、収入済額が前年度比で約4.9％の増となったことです。

２点目。「ふるさと応援寄附金の減少要因」です。

令和４年度のふるさと柴田応援寄附金の寄附額は、前年度に比べ４億5,778万1,000円の減となっております。その要因としては、返礼品の主力商品である牛たんへの寄附額が減少したことによるものでございます。全国的に、牛たんを返礼品として提供する自治体が増えたことで自治体間の競争が激しくなり、寄附件数が分散し、柴田町への寄附額が減ったものと分析しております。

３点目。「施設のネーミングライツの導入」でございます。

令和４年度は、アステムチャレンジスタジアム柴田球場１件100万円となっております。

４点目。「「花のまち柴田」の観光戦略により、地域経済にどれだけの影響を与えたのか」についてでございます。

白内議員には、もうそろそろ観光振興の意義を正しく理解していただきたいと思っております。通常言われている観光による効果とは、経済波及効果とともに地域文化の振興や町のイメージアップ、居住環境の向上、生きがいづくりや健康づくりなど、町民の生活を豊かにする様々な効果が期待されております。

まず、直接的な経済効果としては、事業費と来場者の支出を比較して出すことになります。令和４年度中は、新型コロナウイルス感染症の影響から、桜まつりは中止しましたが、12月のしばたファンタジーイルミネーションでは、令和３年度と令和４年度を比較したスロープカーの利用料金が337万4,400円から372万2,200円と増加しました。また、今年の紫陽花まつりは、令和４年度との比較において119万6,800円から196万2,100円となるなど、県内外に「花のまち柴田」の魅力を情報発信することができました。

一方、地域への経済波及効果は、通常、観光産業連関表を使って算出されますが、柴田町に

は活用できる観光産業連関表がありませんので、「花のまち柴田」の観光戦略によって、どれだけの好影響を与えたかは数値で示すことはできません。なお、船岡城址公園を起点に、「花のまち柴田」をテーマに、観光戦略やプロモーション活動を展開することで、令和４年度末のふるさと納税は全国から寄せられた寄附件数は６万4,008件、寄附金額は12億7,972万6,000円となり、この約半分を公共サービスとして、地域経済の活性化に好影響を与えたものと推察しております。

５点目、観光戦略以外での税収増についてでございます。

税収増につながる対策としては、柴田町商工会と連携し、町内の創業希望者や創業して５年未満の創業者を対象に、創業支援セミナーの開催や、しばたの未来株式会社と連携し、起業を目指している方などを対象とした起業家育成事業を実施することで、町内の起業者を増やし、地域経済の活性化につなげていきたいと考えていますが、税収増に結びつけるには相当の時間が必要だと考えております。やはり、収入増を図るためには、「花のまち柴田」をテーマにした観光戦略やプロモーション活動に、役所が持っている人、もの、金を集中し、ふるさと納税につなげていくことが一番の即効薬ではないかと考えております。

大綱３点目、「防災・減災関係」でございます。

１点目。

「緊急しゅんせつ推進事業の実施」についてですが、河川氾濫等の浸水被害を防止するため、地方公共団体が緊急かつ集中的にしゅんせつ事業に取り組めるよう、令和２年度に緊急しゅんせつ推進事業債が創設され、柴田町でも継続的に事業を実施しております。令和４年度についても、しゅんせつのための河川測量及び実施設計を委託費550万円で実施しているほかに、槻木五軒堀川ほか６河川について、延長3,342メートルのしゅんせつを委託費1,908万5,000円で実施しております。施政方針でも述べているとおり、安全安心なまちづくりまちづくりのため、水害対策は最優先に取り組んでいるところでございます。

２点目。「防災指導員や防災士の資格取得により、どのように地域の防災・減災活動につながったか」ということでございます。

宮城県防災指導員及び防災士のいずれの資格取得については、防災・減災に関する意識と知識を身につけた地域防災力の担い手として、様々な場面で防災力を高める活動を期待しているところでございます。また、一方では、頻発化、激甚化する自然災害に対しては、町職員自体のマンパワーが不足が懸念されることから、地域ごとの自助、共助の底上げの狙いもございます。

地域の防災・減災につながったとする一つの活動例としては、町が年に一度実施しているアンケートで回答をいただいている自主防災組織の防災訓練の実施が考えられます。令和４年度にあっては、コロナ禍だったにもかかわらず、自主防災組織39の組織のうち、17の組織で自主的に訓練などを実施しました。令和３年度が15の組織での実施でしたので、令和５年度においては、20を超える組織で訓練計画がされていることから、有資格者がいることによって、各自主防災組織の意識の醸成につながっているものと考えております。

しかしながら、資格を取得した防災指導員や防災士が増えたからといって、直ちに地域の防災・減災活動の成果が目に見えてくるものではありませんので、町としてもしっかりとフォローアップに努めてまいります。

３点目。「安全安心な町と思ってもらうためにできたことと、できなかったこと」でございます。

まず初めに、誤解がないように申し上げますが、施政方針の中で最優先に取り組むとした安全安心なまちづくりとは、一つに自然災害へのリスクへの対応、二つに社会の脆弱性による交通安全や犯罪への対応です。白内議員の今回の総括質疑は、防災・減災に限定されておりますので、安全安心なまちづくりの実現に向けた一つの切り口からのアプローチであり、その進捗状況をもって、全体の安全安心実現の有無を評価できるものではないこと、まず申し上げておきたいと思います。

令和４年度の施政方針で示した具体的な自然災害への対応事業である古河水門付近の堤防の上を横断する管路の設置や、緊急しゅんせつ推進事業の計画的な実施、局地的な冠水被害に見舞われる船岡大住町地区、船岡並松地区、船岡中央一丁目地区における排水ポンプの設置や側溝の整備を行いました。さらに、鷺沼排水区５号調整池整備工事については、令和５年度の完成に向けて着実に事業を進めたところでございます。

また、防災に関しても、議会からも助言があった防災ラジオの貸与対象者の枠を広げることで、事業促進を図りました。また、自主防災組織での出前講座及び柴田小学校でも、小学校での５年生、６年生を対象としたマイタイムライン講習会の開催を行うなど自主防災組織等における防災・減災活動の活発化に努め、逃げ遅れゼロを目指す理解の醸成に努めるなど、自然災害へのリスクに対応した安全安心なまちづくりを着実に実施したところでございます。

一方で、できなかったことは、町の財源と権限には限りがあり、局地的な冠水対策に終始せざるを得なかったこと。また、河川施設の整備には相当の時間がかかり、まだまだ整備が終わらない幹線水路があること。町の対策と連動して、国や県における排水機場や排水樋管等の整

備が行われる見込みが立たないことから、抜本的な浸水対策にはならなかったことでございます。

今後、さらなる気象変動により、短時間で記録的な大雨が降るリスクが高まることが予想されております。そうした異常気象に対応していくためには、これまで以上に整備目標の水準を高めていく必要が迫られます。しかし、遺憾ながら、町単独での財源や能力にはおのずと限界もあり、できないことがますます増えてくるものと考えております。

４点目、「第６次柴田町総合計画後期基本計画案に対する多数のパブリックコメント」でございます。

今回寄せられたパブリックコメントは197件で、ほとんどが防災・減災の問題に関するものでした。しかし、ご意見の中には、令和元年の台風19号に対する国や県、町、そして土地改良区の対応や水害発生のメカニズム、排水機場の稼働や管理体制、また今後の水害対策等について、自分の目で確認することもなく誤った情報や、伝聞、思い込みによる一方的な意見も数多く見られました。そのため、私自身も全ての意見に目を通した上で、一人一人に対し町の水害に対する考えや今後の河川施設等の整備について、正しい情報を詳しく丁寧に文書で回答させていただきました。その後、当該文書に対しては、改めての再質問や意見が寄せられていないことから、一定のご理解はいただけたものと考えております。

また、水害に遭った東船迫地区や下名生地区の皆様から要請がありまして開催した出前講座において、直接意見交換を行いました。中には、町から何度も回答を申し上げているにもかかわらず、自説にこだわり同じ質問が繰り返されておりました。この出前講座の参加者の皆様にも、パブリックコメントで寄せられた皆様からの疑問点や意見、要望に対する町の対応や、水害に係る今後の対応、方針を記載した文書を送付し、水害に備えていただくようお願いしたところでございます。

なお、住民の皆様からの意見を聞く場や情報交換については、再度、まちづくり出前講座を利用していただくか、毎年秋口に住民懇談会を開催しておりますので、その際に改めて水害に対する日頃のお考えをお寄せいただければというふうに思っております。

以上です。

数字の間違いを訂正させていただきます。経常経費の絡みで、経常経費、令和３年度の経常経費比率は89.1％が正しい数字でございます。それから大綱２点目の収入済額、前年、これはあれですか、町税の関係で増となった要因の中で、収入済額は前年度比で4.0％の増ということで訂正をさせていただきます。それから、数字としましては、全国から寄せられた寄附件数

は６万4,108件が正しい数字でございますので、訂正をさせていただきます。

○議長（髙橋たい子君）　白内恵美子さん、再質疑ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君）　今の総括質疑の前の町長の概要説明においても、今回の決算をどのように町が捉えているのかっていうところが、正直よく分からなかったんです。

それで、私が総括質疑をした中で、財政状況についての４点目の、当初予算の編成段階では10億円の乖離があったが、現状をどのように捉えているかっていう質疑に対する答弁で、財政危機を招く脆弱な財政構造は変わらないどころか、今後さらなる厳しい綱渡りの財政運営が続くものと捉えていますと、今、答弁があったところなんですけれども、ここのところもう少し詳しく説明願えないでしょうか。やはり、概要説明等だけではよく分からないので、これから決算審査に当たり、町がこの決算をどう捉えているかを、少し詳しく説明いただきたいと思います。ああ、そうか、全部一緒ですか。

○議長（髙橋たい子君）　だよね。歳出だから。よろしければ。

○16番（白内恵美子君）　すみません。ありがとうございます。ありがとうございます。すみません。

それから、「花のまち柴田」のブランド化による稼ぐ力の醸成で、町長の答弁がありましたけれども、私のほうもここらあたりでっていうか、やはりきっちりした数字でなくてもいいんですが、実際に観光戦略を行うことによって、本当に町、要は商工業者がどれだけ潤っているかも含め、住民もどれだけ支出しているか、消費者としてもしているかっていう大まかなところは捉えていかないと、いつまでも観光戦略に力入れればそれでいいんだっていう考えだけではないはずですよね。

結局、今回、例えば一つの例として、ふるさと柴田応援寄附金は減少しましたよね。町とすれば、同じことを今までと同じことをやっていますよね、宣伝。ですが、牛たんを扱う自治体が増えれば、別に「花のまち柴田」を掲げていない町、自治体であってもそちらのほうがよさそうだと思えば、返礼品がよさそうだと思えば、流れるんですよね。今回のことで、ある意味はっきりしたかなと思うんですけれども、これからますます、総務省の縛りがきつくなってくるとなおのこと、あまり期待できなくなる可能性がある、今までと同じことをやっていては。

ですから、いつまでも、花のまちのブランド化による稼ぐ力っていう考えにとらわれず、それはもちろんやっていくべきなんですよ。やるべきだとは思うんですけれども、それだけではない、本当に観光戦略以外での税収増につながる対策っていうのを、前から言っていますけれども、もう本当にやっていかないと、今後ますます厳しくなっていくのではないでしょうか。

以上です。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。町長。

○町長（滝口　茂君）　まずお答えをしておりました経常経費。これが増えていくということになりますと、その分自由に使えるお金が少なくなっているというデータ上、決算上、そういうデータが示されたということでございます。それから、これからなぜこの10億円以上の乖離を予想しているかというと、皆さんから、一般質問でもありましたように、例えば交通対策で75歳からはなみちゃんＧＯ無料、そこだけだとあまり経費はかからないんですが、それ以後にタクシー券の利用といった、たしか提案もございました。今度はいろんな一般質問で、新規需要が恐らく増えてくると、それもソフト事業ですと経常経費に加算されますので、皆さんの要望に応えれば応えるほど、財政が苦しくなってくるというソフト面での対応です。

問題はハード面でございます。今回も提案しましたけれども、槻木保育所の老朽化対策、西住保育所の老朽化対策。白内議員も学童保育、1.64、もう少し広くして、多くの子どもたちが余裕を持ってやったらどうだというと、施設を広げなければなりません。保育士さんを雇わなければなりません。ですから、経費が膨らんでくるということでございます。また、これから大型プロジェクト、総合体育館です。これは頭金はあまり必要なかったんですが、これから２億9,300万円ずつリース料が、今までの予算編成に上積みされます。基金は６億円しかありません。ということは１年間に１億円ずつ取り崩しても６年後には２億3,000万円ずつ払っていかなければならない、その分、別な事業は抑えられるということです。

それだけではないんです。今度は図書館です。図書館、一応13億5,000万円で考えて２分の１もらえますけれども、貯金が４億円ですので、その差額あります。これはあまり影響、２億円ぐらいなのでいいんですが、次に出てくる学校給食センター15億円を予定しております。今貯金が４億円、補助金が１億円もらえるということになりますと、10億円借金をするということになります。これが柴田町の分。ところが、柴田町は柴田町だけでやっておるわけではありません。お二人の議員から阿武隈急行を心配してありましたけれども、阿武隈急行１億2,000万円です。これから赤字分６億円、鉄橋分８橋分、柴田町に負担がかかります。それから、えずこホールの大規模改修あります。それからさらに令和10年、11年には柴田消防署の建て替えが待っています。12億円です。それで、今、令和７年、８年は角田、９年、10年が白石市、白石市からは８年度に前倒ししてちょうだいというふうに言われております。理事長なので、むげに若い首長さんが提案するのは断るわけにはいかない。そうすると柴田町一番負担しておりますので、令和８年度は6,000万円。2,800万円ぐらいで済んだやつが6,000万円出さなければ

ならないということでございます。

ですから、ここに書いてあるように綱渡りの状況が続くということなので、皆さんの要望を聞きながらも、うまく財政運営をして応えながらも、危機に陥らないようにするのが私の役割かなというふうに思っているというのが回答でございます。

２点目。「花のまち柴田」ね、先ほど申しましたように、こういう経済効果というのは、産業連関表で進められます。それで、乗数効果というのが実はあります。イベントなんかの乗数効果は６倍と言われております。投資した額の６倍。ちなみに、柴田町が使っているイベントを全体で、ちょっと数字忘れましたが、メモしてきたんですが、桜まつりからスプリングフラワーフェスで６つのイベントやっておりますが、ちょっと数字、正確ではないので答えられませんが、それの６倍が地域経済に影響する数字なんですよと。そうしたら1,000万円、例えばですよ、ごめんなさいね、正確、1,000万円投資すれば6,000万円の地域経済効果があると。これは産業連関表でありませんので、ですからアバウトに言って、質問ありました。だから、アバウトに答えると。それぐらいしかないということです。

ちなみに、柴田町の法人町民税、皆さん、どのぐらい入っていると思います。631社から、ごめん、619社から令和４年度頂いたのが１億9,600万円。619社で１億9,600万円ですよ。そしたら、「花のまち柴田」のほうが断然、今回は下がりましたけれども、税収とは言いません。収入は自由に使えるお金２分の１、公共事業のサービス６億円使えるということです。その辺もやっぱりきちっと評価していただかないと、

これ、観光戦略、実は宮城県で、大分下がりまして、まだ４位ぐらいは維持しております。ほかでも牛たんやっています。柴田が多いんです。なぜかと。ほかの寄附したところにね、一度は柴田町の桜を見に行きたい。コメント書いてあります。ということは、やはりこの観光戦略で「花のまち柴田」というのを進めていったほうが、即効薬があると回答したのはそこです。619社よりも、１億9,000万円しか入らないんですからね。

だから、そのほかにかかる税収、一生懸命頑張りましたけれども、ネーミングライツ、ある議員さんのおかげでやりましたけれども、寄附している方に申し訳ない、１社しかないんでね。それで100万円なので、10億円の差額を埋めるというのは並大抵のことではありません。

ですから、もっともっと「花のまち柴田」の戦略で、ふるさと納税に結びつける方策を考えていったほうが、10億円の乖離、これを埋めるにはそういう対策しかないというのが実情でございます。

もし、白内議員、何か考えがあればお聞かせいただきたいと思いますが、トヨタ自動車とか

ね。ああいう一流企業でも来ない限り、残念ながら企業誘致もしてもですよ、もちろん税収は増えますが、現実にリコーさんとか山パンさんとかありますよ。大手。それでも、法人町民税は、１億9,600万円という現実があるということです。固定資産税とか、また別の話だから。

そういうことも考えながら、やっぱり将来も考えて歳出っていうのを考えていかないといけない。今のところ、おかげさまで厳しいけれど、何とか皆さんのご協力いただいてやりくりしているというのが実情でございます。

これが貯金ができなくなったのでは最悪の状態ですが、一方で貯金が20億円、過去最高でございますし、将来負担比率も今回下がりましたので、厳しい面と明るい面と両方を考えながらやっていくのが、私の責任かなというふうに思っております。

以上です。

○議長（髙橋たい子君）　白内議員、再々質疑ございますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君）　町内のイベントの効果は６倍であるっていうお話でしたけれども、実際に本当にそうであるかどうかっていうところも、やはり今後調査しないと、６倍と言われているから、だから「花のまち柴田」で稼ぐ力の醸成だっていう考えにとらわれていると、今、町長がお話しなさった本当に今後のことに対応できていけなくなるのではないかと。

法人町民税が619社で１億9,000万円であるならば、どうしたらここを増やしていけるか。やっぱり、企業に選んでもらえる町にならないと結局、あまり土地はない柴田町ですけれども、人材育成に力を入れたり。結局どうしたら選んでもらえる町になるか。花がきれいだから企業が来てくれるってことはないと思いますので、やはりそこは真剣に取り組んでいかないと、今は何とか貯金増やせたということで喜んでいられるかもしれないけれども、それだってほんの僅かですよね、20億円。それはいつだってもう取崩し可能というか、何かあればすぐ取り崩さなければならない金額ですので、まして、体育館、図書館、給食センターと大型事業も控えているので、今までの感覚ではなくしっかりと、もっと何ていうんでしょうかね。例えば、決算に当たっても、これだけの説明ですかっていうところがあったんです、正直。文章も短いので、結果どうだったのっていうところが正直分かりませんでしたので、しっかり分析して報告できるくらいまでしていただきたいなと思うんですが、いかがですか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。町長。

○町長（滝口　茂君）　白内議員は何ていうんですかね、我々が提案することをまず認めていただくという前提に立たないもんですから、意見がかみ合わない。企業に選んでもらうと、これは大変いいことでございます。でも、企業を選んで来てもらうためには、コストがかかるんで

す、コスト。相当コストがかかります。それで先ほど言った大手が入っても、１億9,600万円しかならないと。一方で、うちの担当者1.5人ぐらいで、ふるさと納税、頑張っておりますので。もっともっとこの「花のまち柴田」で宣伝して人、もの、金を集中したほうが企業誘致する、しないとは言いませんよ、そのコストを考えたら、うちの人件費プラス、２分の１コストですから、商品調達費用が３割、あとインターネットとか決済関係で２割のコスト、これで済むわけですから。３割は、地元の商品を一応売っているわけですから。そしたら、こういうことを考えたら絶対「花のまち柴田」を通じてもっともっと全国から寄附を集めたほうが、税収は伸びるというふうに、収入、収入は伸びると。ですから、企業に選んでもらえるということはもちろんですが、いろんな方々に寄附をしてもらえると、そちらを優先したほうが私はいいというふうに思っております。

それから柴田町、なぜ今回税収が、よく一般論で人口が減ったから税収が減るという、これはワンパターンです。でも柴田町は税収が増えたんです。なぜか。不動産、固定資産税、これが増えているからということは、人が柴田町を選んでくれているということです。だから、固定資産税が増えているということでございますし、町民の所得も上がっているということの理由で、税収が増えたということです。あと、うちの職員、頑張って滞納処分やってくれたので、税収が増えたということなので、そういうこともちゃんと理解していただければなというふうに思っております。

ですから、この決算でよく分からないっていうんですが、丁寧にこのデータを用いて説明いたしました。決算審査で財政課長といろいろやり取りをしていただきたいというふうに思いますが、分析結果というのはこのデータに表れたとおりでございますので、ぜひとも、このデータということであれば、町から提案するデータも正しく読んでいただきたいというふうに思っているところでございます。

白内議員はあまり観光がお好きじゃないというふうには思いますが、実際、観光に投資している仙南の各自治体の、これをするとおおむね皆さんも分かっていただけるんではないかなというふうに思いますので、ちょっと説明させていただきますが、Ｋ町１億7,300円、第１位。仙南２市７町で。第２位、Ｍ町１億2,600万円。第３位Ｚ町6,500万円。第４位柴田町5,600万円。そのうち観光振興費、要するにソフト事業です。ソフト事業につきましては、柴田町は第５位、3,700万円。第１位がＭ町7,100万円。ほかの自治体を比べても、皆さん観光に力を入れてやっているという事実ですかね、このデータ。これもありますので、それを総合的に勘案しながら、ぜひ決算審査委員会ではやり取りしていただければなと。こういうデータを踏まえて

やらないと、一方的に何かいっぱい観光にお金を使っているような雰囲気を言われますので。１番は福祉に使っていると、47億円もね。使っているのは僅か5,000万しか使っていません。そういうことも、正しいデータの中で決算審査していただけるとありがたいということを申し上げまして回答といたします。

○議長（髙橋たい子君）　ほかに質疑ありませんか。１番石森靖明君。石森靖明君。発言を許します。どうぞ。

○１番（石森靖明君）　ありがとうございます。１番石森靖明です。２点について総括質疑をさせていただきます。

１点目、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金事業について。

新型コロナウイルスの感染拡大防止、地域経済や住民生活の支援を通して地方創生を図ることを目的として、国から交付された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業について伺います。本町においても、国から示されたメニューに基づいた様々な事業が展開されましたが、この交付金が目的とする支援を全町民が享受できたか。コロナ禍において、疲弊した地域経済の活性化につながる真に地方創生という本来の目的達成に資する交付金の活用ができたか等の視点から、町として本町執行分の交付金事業全体をどのように総括していますか。

また、この交付金事業のうち、個別事業である観光シティプロモーション活動事業で展開されたユーチューブ発信政策業務委託884万4,000円で、令和２年度から制作しているユーチューブチャンネル「私の田舎暮らし」について併せて伺います。令和３年度各種会計決算の審査を踏まえ、ウェブプロモーションについてで提言した町民への周知や情報発信については、令和４年度中、どのように行われましたか。また、「私の田舎暮らし」のチャンネルには現在、２万6,000人に迫る登録者がいますが、その登録者やチャンネル視聴者に対して、本町への集客や、本町の経済活動の回復に結びつけるために、どのようにアプローチし、その結果、町にどのような効果をもたらしたのかについても伺います。

２点目、移住、定住促進についてです。

町長は、令和４年度施政方針の中で、移住定住を促進するための仕事づくりや子育て環境の整備について、地方が抱える最大の課題である人口減少問題を克服するためには、移住定住を促す政策に全力を挙げていかなければならないとしていました。

令和４年度における移住定住促進事業の成果を見ると、令和４年度当初予算として575万2,000円計上されていましたが、事業実績は289万8,000円となっています。実績額からは、本町への移住希望者が少なかったことが想像できますが、当初の目標に届かなかった原因等も含

め事業を総括して、浮き彫りとなった課題を伺います。

以上です。

○議長（髙橋たい子君）　１番石森靖明君の総括質疑に対する答弁を求めます。町長。

○町長（滝口　茂君）　石森議員、大綱２点ございました。

まず１点目、「新型コロナウイルス感染症の地方創生臨時交付金の関係」でございます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した令和４年度の主な事業メニューは、一つに感染防止策の徹底に向けた対応事業の６事業に7,286万5,000円。二つに感染症やコロナ禍によるエネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響により、厳しい状況にある方々の事業や生活、暮らしの支援に向けた対応事業の16事業に２億1,547万4,000円。三つに、ウイズコロナ及びアフターコロナでの社会経済活動の再開に向けた対応事業の３事業に2,997万4,000円の総事業費３億1,831万3,000円で、25事業を実施しました。

子育て支援や、独り親家庭、妊婦等への生活支援、交通弱者に対する移動手段の確保支援、事業継続支援や飲食店及び直売所等への利用拡大支援など、幅広い分野での支援を行ってきておりますので、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金創設の目的である感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活への支援に対しては、一定程度の効果はあったものと考えております。

また、ユーチューブチャンネル「私の田舎暮らし」については、議会からの令和３年度各種会計決算の審査を踏まえての提言を受け、ユーチューブチャンネルを町のホームページに掲載し、町民や柴田町に関心を持つ町外の方への周知を図りました。さらに、令和４年度の取組として、チャンネル登録者数が約49万人である人気ユーチューバーとコラボした動画を制作し、ユーチューブにアップしたところ、その方のユーチューブチャンネルに柴田町が紹介されるなどの相乗効果も生まれました。

その結果、おかげさまで、ユーチューブチャンネル製作当初の、令和２年度末のチャンネル登録数3,147人から、令和４年度末には２万2,114人増え、２万5,261人となりました。また、再生回数も103万回以上となっており、大変多くの方に視聴いただいていることから、「花のまち柴田」の認知度やイメージアップは確実に図られているものと感じております。

しかしながら、チャンネル登録者や視聴者に対しては、その方々の特定が困難なことから、町からの直接的なアプローチを行うことができないでおります。

２点目。「移住定住対策」です。

令和４年度移住定住促進事業の当初予算として計上した575万2,000円の大半である390万円

が、移住支援金関連の予算です。移住支援金は、国の地方創生交付金に係る事業として、宮城県が県内全市町と共同で実施している事業であり、東京23区在住者、または要件を満たす東京圏に在住し東京23区内に通勤している方が、就業などの一定の要件を満たして移住した場合に限り、１世帯当たり100万円、単身の場合60万円を支給するものです。

移住支援金の財源については、１件当たり国が２分の１、県が４分の１、市町村が４分の１となっています。なお、本制度は平成31年度から開始されていますが、国が定めている対象要件が厳しく、開始当初は全国的に実績が伸び悩んだことから、令和２年度において宮城県内の実績は３件でした。令和３年度は、就業要件にテレワークなどこれまで対象とはならなかった新たな要件が追加されたことで48件、また令和４年度からは、18歳未満の子どもと共に移住した場合は、子ども１人当たり30万円を加算する制度が創設されたことで113件と、交付実績は伸びてはいるものの、その半数以上は仙台市への移住でした。

柴田町の交付実績は１世帯100万円にとどまり、290万円の減額となりましたが、多くの市町村でも柴田町同様、交付実績は年間数件にとどまっております。柴田町への移住希望者を増やすためには、柴田町に興味を持っていただくための効果的な情報発信が必要であること、そして興味を持っていただいた方の相談に応えられる体制を、十分に整えていくことが課題だと捉えております。

令和４年度においては、移住を検討する方に対し、観光情報などではなく、移住定住促進のための情報をまとめた移住パンフレットを作成しました。また、県外へのＰＲについては、仙南地域の２市７町の移住担当者と協力しながら、宮城県南部の住みよさや魅力などを知っていただく取組も始めています。本町への移住希望者を増やし、受け入れる取組はまだ緒に就いたばかりであり、また移住関連の施策については、すぐに効果が現れるものではないことをご理解いただきたいと思います。

今後も引き続き、首都圏の方への相談窓口となるみやぎ移住サポートセンターや、仙南２市７町と協力しながら仙南圏域全体で地域をＰＲし、仙南地域ひいては柴田町に移住したいと思う方を増やしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（髙橋たい子君）　石森靖明君、再質疑ありますか。どうぞ。

○１番（石森靖明君）　ご答弁いただきました。令和４年度の決算ですけれども、その前に当初予算があって、その後補正も様々事業展開される中で、我々もしっかりと賛成をして、その中で町の職員の方々その中、範囲で頑張っていただいているということは、評価をさせていただ

きたいなというふうに思いますが、その中でも２点質問をさせて、質疑をさせていただきました。

特に、コロナ交付金については、様々国から示されたメニューの中で、町が独自で選択してきた事業を、提案があった、我々に提案があった事業についての採決というか、そういった採決後の事業展開でしたので、交付金事業の展開の仕方も含めてちょっと質疑をさせていただきたいなというふうに思っております。また、移住定住の施策についても、令和３年度の決算時において議会として提言をさせていただいたこともありますので、質疑をさせていただきました。

何点か再質疑をさせていただきますけれども、まず新型コロナの関連の交付金、地方創生の臨時交付金についてですけれども、町として一定の効果、一定程度の効果はあったというふうに認識をされているということで答弁をいただきましたけれども、全体的に見ると施設設備の改修にかかった費用は別として、対人というか町民に対する事業展開の中身を見ていくと、やはり子どもとか高齢者、低所得世帯の方々にもそうですけれども、何となく全体的に見ますと、現役世代への支援っていうのがなかったんではないかなというふうに思います。

税収の中身を見ると報告にもありましたけれども、給与所得が増えているというようなコロナ禍にあってもそういった状況であったということに鑑みれば、そういった給与所得が増えた中で、地域経済を増えた中で回していただくこの、何ですかね、それを手助けするような町として手助けするような事業展開というのも考えられたんではないかなと思うんですが、その点、町として検討はされてこなかったのかどうかを、まず１点お伺いしたいと思います。

それから交付金の中での観光プロモーションの観光シティプロモーションについてですけれども、事業実績を見ると、経済活動の回復、観光振興、それから関係人口の増大につなげるということでありました。先ほどの白内議員の質疑もありましたが、やはり関係人口っていいますと、やっぱり交流人口ではなく関係人口ですので、例えば分かりやすいところで言えば、ふるさと納税につなげるというような部分があったと思うんですが、先ほども牛たんという話がありましたけれども、柴田町の魅力は牛たんではないとは思うんですけれども、この税収が減っている、ふるさと納税が減っているという中で、町として競争相手がいるということも一つなんですが、税収が減った。ただ、この決算の額で踏みとどまったのは、こういった観光シティプロモーションがあったから、この金額で踏みとどまっていられるというような見解なのかどうかっていうのも、一つお伺いをしたいなというふうに思います。

それから、３点目ですけれども「私の田舎暮らし」について、かなりのチャンネル数があっ

てそれを見ている方、登録している方ありますけれども、提言では公共施設等での町民への周知ということで提言をさせていただきましたが、現在のところ、ホームページ、町のホームページでの公表ということにとどまっているようなんですが、そのほかの取組っていうのはこれまでされてこなかったのかどうかということを、お伺いしたいと思います。

移住定住についてですけれども、今回、首都圏からの移住者が１名であったということです。条件が厳しいということは重々承知をしていますけれども、逆に１名の、１世帯の方ですか、来られたというのは大変ありがたいことですし、次に、２世帯目、３世帯目につなげるような取組というか、そういうことは、この４年度中にされてきたのかどうかをお伺いをしたいと思います。

そのほかの移住定住策については予算、しっかりと事業展開がなされてきたということなんですが、例えば町長自らがいわゆるトップセールスのような形で柴田町をＰＲして、移住定住につなげるようなことっていうのは、取組等されてきたのかどうかをお伺いをしたいと思いますし、また令和４年度、移住定住の促進の事業を展開する中での課題、見えてきた課題っていうのを、もしあればお伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。町長。たくさんあったようで、どうぞ。

○町長（滝口　茂君）　実は、この地方創生臨時交付金は令和２年度からやっておりまして、現役世代につきましては政策として一番最初に取り組んだのが、各世帯に１万円の地域振興対策ということで配った政策もやっております。だんだん国の交付金も少なくなってきましたので、全体に目くばせはできないと、そういった中で、柴田町がやっぱりこのコロナで困っている人は誰なのかと考えた場合に、やっぱり子どもとか弱い立場にある方々を中心に支援していくのが、私の政策ポリシーでもありますので、こちらに重点的に行ったということでございます。

おかげさまで、先ほど、令和４年度の税収におきましても給与所得が増えたこと、それから住宅が柴田町、増えたために税収が４ポイントか。増えたという実績もございますので、特に政策的に大きな間違いはなかったんではないかなと。全くやらなかったわけでなくて、事前の年度に現役に対する支援をやりましたし、飲食店等についても、各農業にも商工業にも手厚く政策を実行したということでございます。再三の地方創生臨時交付金だったもんですから、金額も少なくなったので、今回は子育て支援の方々、ゼロ歳から５歳に２万円、それから小中学校には給食費を４か月間無料。それから高校生を持っている家庭も、意外とほかの自治体ではやっておりませんので、そこを中心に展開させていただいたということでございます。

関係人口です。実は、今回ふるさと納税の全体金額は増えております。ただ、大都市も危機感を持ちまして、やはりふるさと納税は、税収に次ぐ収入源になるということで本格的に参入してきたということなので、宮城県全体では気仙沼を除いてほとんど前年度を下回っているというような状況になっております。柴田町、先ほど白内議員にお答えしましたように、宮城県では17の牛たん、自治体、取り扱っておりますが、気仙沼にはちょっと抜かれましたけれども、観光戦略ではらからの牛たんというのは、それなりにおいしくて全国的に評価されているんではないかなというふうに思っておりますので、これからもはらからの子どもたちと一緒に、柴田町のおいしい牛たんをメイン戦略に据えて、さらに拡大していきたいというふうに思っております。

３点目、ユーチューブ関係は、ユーチューブに私、聞かれてもちょっと、それはあれだよ、決算審査の中で報告は、私は多分総括質疑に対する意見交換なので、ユーチューブにつきましては担当課長に決算審査で聞いていただきたいというふうに思っております。

それで、この移住定住関係なんですが、やはりこのうちのほうで来てください、来てくださいって言っても、相手がどういうふうにして移住定住先を選んでいるかというところも、分析しないといけないということでございます。過去に移住した方々のアンケート調査っていうのは、ちょっと見てみたんですが、やはり自然環境に恵まれたところに暮らしたいと、そういうのは第１位でございました。それが柴田町に合うかどうかは、また別な問題でございますので、これは１位で、第２位はこれまでの働き方や暮らし方を変えたかったと、３位が都会の喧騒を離れて静かなところで暮らしたいというのが、この移住してきた方々のご意見のようでございます。あくまでもこの一つのアンケートなので、これは全て網羅している正解の答えではないということも分かりながら、答えております。

移住の条件として示されるのは、断トツに生活が維持できる仕事があるかというのが、第１位、断トツでございます。その次に、子育て支援に必要な保育、教育、こういう環境が整っているということでございます。３つ目に、やっぱり買物、娯楽、日常生活に必要な最低限のサービスがあるということが、この移住の条件になっているというのが若い人たちの考え方でございます。特に、10代、20代、30代のアンケートによりますと、やっぱり子育てできる環境、女性の方が多いですから。それから病院、診療所ということでございます。ということになりますと、トップセールスを誰にするかはちょっと分かりません。残念ながら、今までトップセールスというのは行ってきておりませんが、やはり私のトップセールスの意識を「花のまち柴田」の戦略に込めてやったほうがいいのかなと。トップセールスをしても、条件が調わなけれ

ば難しいというのが私の考えでございます。

移住定住の総論でお話ししましたが、柴田町の課題ということになりますと、やはりこの移住定住を受け入れる地域の方の危機感、これがないとなかなか難しいと、それから移住定住には段階がございまして、第１回目の段階、やっぱり柴田町を知ってもらうということ。それから、実際に行きたいというときに、相談体制がしっかりと役場なんかできているかどうか。それが終わって次の段階として、自立した起業。それが自分なりにできるかというところが移住定住の条件になるんではないかなというふうに思っております。

残念ながら、うちのほうは、町は危機感は一部地域にはあるんですが、全体としてはやっぱり仙台市に近いもんですから、自らやろうという雰囲気は、いろいろ町としてもきっかけづくりはやっているんですが、火が燃え上がらないというのが、柴田町の実情でございます。またこの移住定住対策、まちづくり会社ありますけれども、まだまだ知見、知識、能力不足かなというふうに思っておりますし、私の知識能力も、まだまだこの移住定住、引きつけるまでは行っていないというのが実情でございます。何とかふるさと納税のほうはできるんです、お金のほうを集められるんですが、人を集めるまでにはまだまだ行っていないと。いろいろ対策をやっているんですけれどもね。なかなか結びついていないってのが実情でございます。それが柴田町の課題ということになります。

○議長（髙橋たい子君）　石森議員、再々質疑ございますか。どうぞ。

○１番（石森靖明君）　。移住定住のことについてお伺いをして、答弁をいただきましたけれども、やはり町長の考えが、この移住定住策に対する町長の考えが、どうしても例えば起業される方であったりとか、就農される方であったりとか、里山に住まれる方を多く受け入れるっていうような考えに、何となく重きが置かれているなというふうに思うんですけれども、そうではなくて町全体に入ってきていただく。固定資産税が増えたということなんですけれども、例えばそれが、町内から町内に転居されている方なのか、町外から転居されている方なのかっていうことなども、分析することによって今後の、何ですかね、移住定住策をもちろん起業されたりとか就農されたりとかっていう方も、もちろん必要だと思いますけれども、プラスいわゆる町場といいますか、こういうところにもしっかりと移住、この柴田町に移住をしていただくというような展開を図られる、図れるような、この令和４年度に、そういったような検討というのはされてきたのかお伺いをしたいと思います。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。町長。

○１番（石森靖明君）　議員おっしゃるとおり、移住定住にはどうしてもこの農村地帯に、そし

て自然を活用して新たな起業を起こすと、地域は、集落挙げてやるというんですかね、そういうのが移住定住っていうふうに我々も思ってきましたけれども、石森議員がおっしゃるのは、それも含めて柴田町に来てもらいたいと、いろんな家族の方に来てもらって定住人口を増やすと、そちらのほうにも力を入れたらというふうにとったんですが、そうであればこの移住の条件の中で、３番目に言っている買い物や娯楽などの日常生活や必要なサービス、生活関連施設があること。これは、私のこの人口をなだらかにするための一つの大きな政策として、まちづくりの標準装備というものを備える必要があるということで、時間がかかりましたけれども、総合体育館、今回、図書館もできます。そういう娯楽、それから教育、文化。教育には相当力を入れてきましたけれども、そういうことで選んでもらえる自治体になるというのは、石森議員からすれば、なかなか成果が出せないと言われるかもしれませんが、仙台大学と一緒にいろんなイベントもやっておりますので、ほかの町に比べたら情報発信して、柴田町を知っていただける方が結構多いんではないかなというふうに捉えております。

まだまだ資源を生かし切れていない面もございますので、これからもやはり、私のキャッチフレーズでございますが、美しく元気でハイカラな町をつくると女性が住みやすくなると。もちろん、子育てとか介護とか病院とか、教育。ベースをしっかりした上でそういう展開をしていくことが、これから、この町場、町場というか、柴田町全体にいろんな方が住んでもらえる町になるんではないかなと、そうしていかないといけないと。もちろん、田舎のほうの移住定住もやりますが、やはり最終的には柴田町の全体の魅力を掲げて、そこに柴田町に住んでもらえる人を増やせるかどうかは別として、なだらかにでもほかから人を呼び込んでくる、そういう政策はこれからも力を入れてやっていきたいと。そのときにどうぞ、仙台大学も協力していただけるように、よろしくお願いしたいということで回答させていただきます。

○議長（髙橋たい子君）　**これをもって総括質疑を終結いたします。**

お諮りいたします。ただいま議題となっております認定第１号から認定第７号までの決算の認定については、決算審査特別委員会を設置して審査を付託し、９月会議開催期間中の審査に付したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙橋たい子君）　異議なしと認めます。よって、認定第１号から認定第７号までの決算審査は、決算審査特別委員会を設置して審査を付託し、９月会議開催期間中の審査と決しました。

お諮りいたします。決算審査特別委員会は、議会運営基準により、議長及び議会選出監査委

員を除く全員をもって構成したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙橋たい子君）　異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会は議長及び議会選出監査委員を除く全員をもって構成することに決しました。

お諮りいたします。決算審査特別委員会に地方自治法第98条第１項の検閲検査権を委任したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙橋たい子君）　異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会に地方自治法第98条第１項の検閲検査権を委任することに決しました。

お諮りいたします。ただいま付託しました認定第１号から認定第７号までの審査結果報告は、９月会議の開催期間の都合により９月19日午後４時までにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙橋たい子君）　異議なしと認めます。よって、審査結果報告の提出期限は９月19日午後４時までと決しました。

９月会議は、本日ただいまから９月19日までの決算審査特別委員会等のため休会といたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙橋たい子君）　異議なしと認めます。よって、９月会議はただいまから決算審査特別委員会のため休会することに決しました。

本日はこれをもって散会といたします。

９月20日午前９時30分再開いたします。

それでは、決算審査特別委員会の開催のため、委員は委員会室にご参集のほどお願いをいたします。

ご苦労さまでした。

午後０時１１分　　延　会

上記会議の経過は、事務局長大山　薫が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和５年９月８日

議　　長　　髙　橋　たい子

署名議員　１６番　白　内　恵美子

署名議員　１７番　平　間　奈緒美